

◎新潟県告示第290号

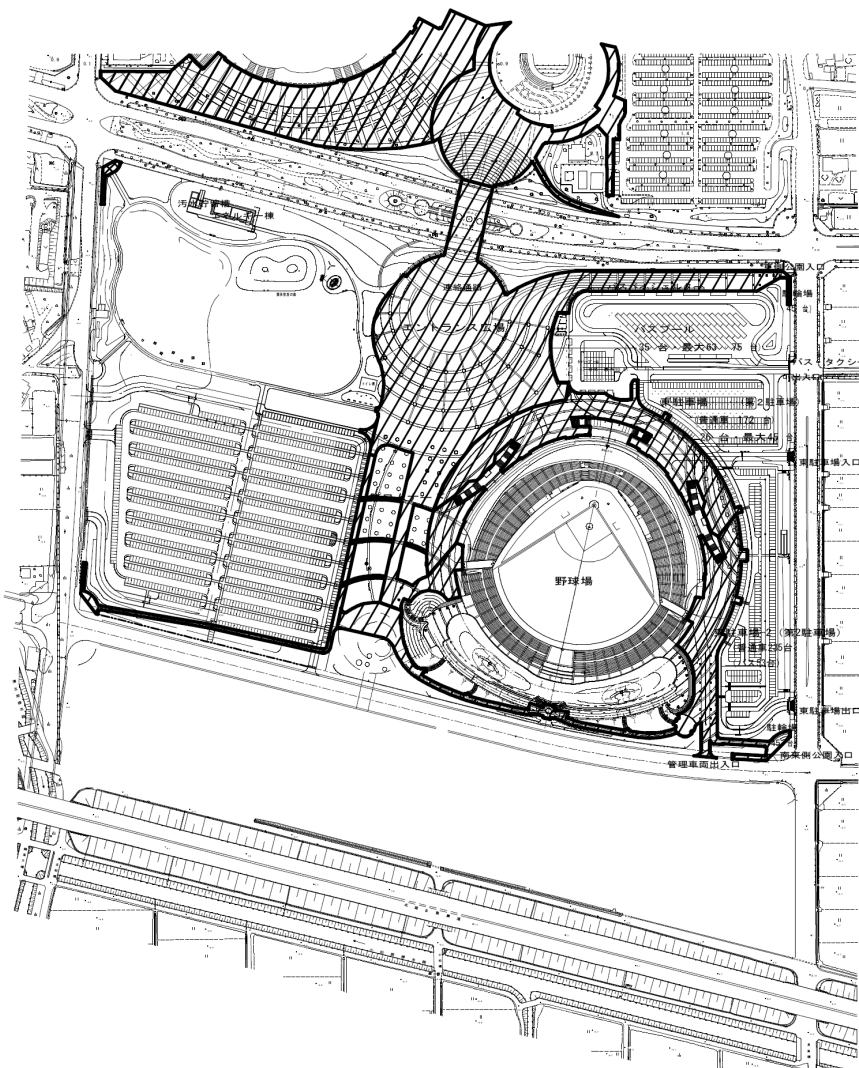
新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第4条第8号に規定する車両のうち自転車に限り乗り入れ
ができる場所を次のとおり指定する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類
園路及び駐車場
- 3 位置
新潟市中央区清五郎字川東の一部
- 4 区域
別紙図面のとおりに

新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）・自転車限定の乗入区域



凡 例	
供用済区域	
今回供用区域	